

＜土壌・地下水汚染関係基準一覧表＞

* 本表は概要を示したもので、汚染の有無の判断にあたっては法・条例で確認してください。

R6(2024).11.25現在

特定有害物質	土壌汚染対策法				岡山県環境への負荷の低減に関する条例			土壌環境基準(mg/L)	地下水環境基準(mg/L)	
	区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準)		第二溶出量基準(mg/L)	地下水基準(mg/L)	土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)	地下水基準 地下水浄化基準 (mg/L)			
	土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)								
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	0.002	—	0.002	0.002以下	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	0.002	—	0.002	0.002以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下	0.004	—	0.004	0.004以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下	0.1	—	0.1	0.1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下	0.04	—	0.04	0.04以下	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	0.002	—	0.002	0.002以下	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下	0.02	—	0.02	0.02以下	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下	0.01	—	0.01	0.01以下	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下	1	—	1	1以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下	0.006	—	0.006	0.006以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下	0.01	—	0.01	0.01以下	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下	0.01	—	0.01	0.01以下	0.01以下
	(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下	0.003以下	0.003	45	0.003	0.003以下 (かつ、農用地は0.4mg/米kg以下)
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下	0.05	250	0.02	0.05以下	0.02以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと	検出されないこと	50 (遊離シアンとして)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005以下	15以下	0.005以下	0.0005以下	0.0005	15	0.0005	0.0005以下	0.0005以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	0.01	150	0.01	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	0.01	150	0.01	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	0.01	150	0.01	0.01以下 (かつ、農用地(田)は15mg/kg未満)	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	24以下	0.8以下	0.8	4,000	0.8	0.8以下	0.8以下
ぼう素及びその化合物		1以下	4,000以下	30以下	1以下	1	4,000	1	1以下	1以下
(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下	0.003	—	0.003	0.003以下	0.003以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下	0.006	—	0.006	0.006以下	0.006以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下	0.02	—	0.02	0.02以下	0.02以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと	—
その他	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	—	—	—	—	—	10 (亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	—	10 (亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素)
	1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	0.05	0.05以下	0.05以下
	銅	—	—	—	—	—	—	—	農用地(田)は125mg/kg未満	—
	ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—	1,000pg-TEQ/g以下	1pg-TEQ/L以下

※「—」は基準が設定されていないことを示す